

1章 計画の目的と対象区域

1.1. 計画の目的

本市では「塩尻市総合計画」を最上位計画とし、都市計画マスタープランや中心市街地活性化基本計画等に基づきながら、活力低下が顕在化する中心市街地において、都市基盤整備や施設整備とともに、空き店舗対策やイベント展開等多岐にわたり、継続してまちなかのまちづくりを推進してきました。

なかでも、ウイングロード、塩尻市市民交流センター「えんぱーく」、グレイスフル塩尻といった市街地再開発事業で整備した施設は、居住、消費、交流、滞留といった新たな都市活動の機会をもたらし、また塩尻情報プラザ、塩尻インキュベーションプラザ、シビック・イノベーション拠点「スナバ」等の産業や人材の育成・交流を促す施設は、産業の活性化や次世代を担う人材育成につながる取組の起点となっています。

一方で市街地には依然として建物の老朽化や空き家・低未利用地が目立ち、都市の経済基盤の弱体化、防災・防犯性の低下、都市の個性や魅力の減退、市民の愛着や帰属意識の希薄化等を解消する観点から、商業活動の活性化やまちの更新が本市の継続課題となっています。

こうしたことから、利便さと活気を凝縮するコンパクトシティを推進し、塩尻の特徴を活かした「まちの顔」づくりを進めていくために、これまで取り組んできた市街地再開発事業等による新たな受け皿づくり（ハード整備）と価値創造をもたらす様々な都市活動の誘発（ソフト面での取組）をあらためて総合化し、中心市街地において人とまちの“つながり”を創り、広げていくことを目的とした「塩尻市大門地区市街地総合再生基本計画（以下、「本計画」という）」を策定し、市内外の人をまちづくりに巻き込むガイドラインとします。

1.2. 計画期間

○本計画は、令和7年度から令和16年度までの10年間を対象期間としながら、今後の社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

	令和7年度	令和16年度
塩尻市大門地区 市街地総合再生基本計画	計画期間：10年（令和7～16年度） 必要に応じて見直し	

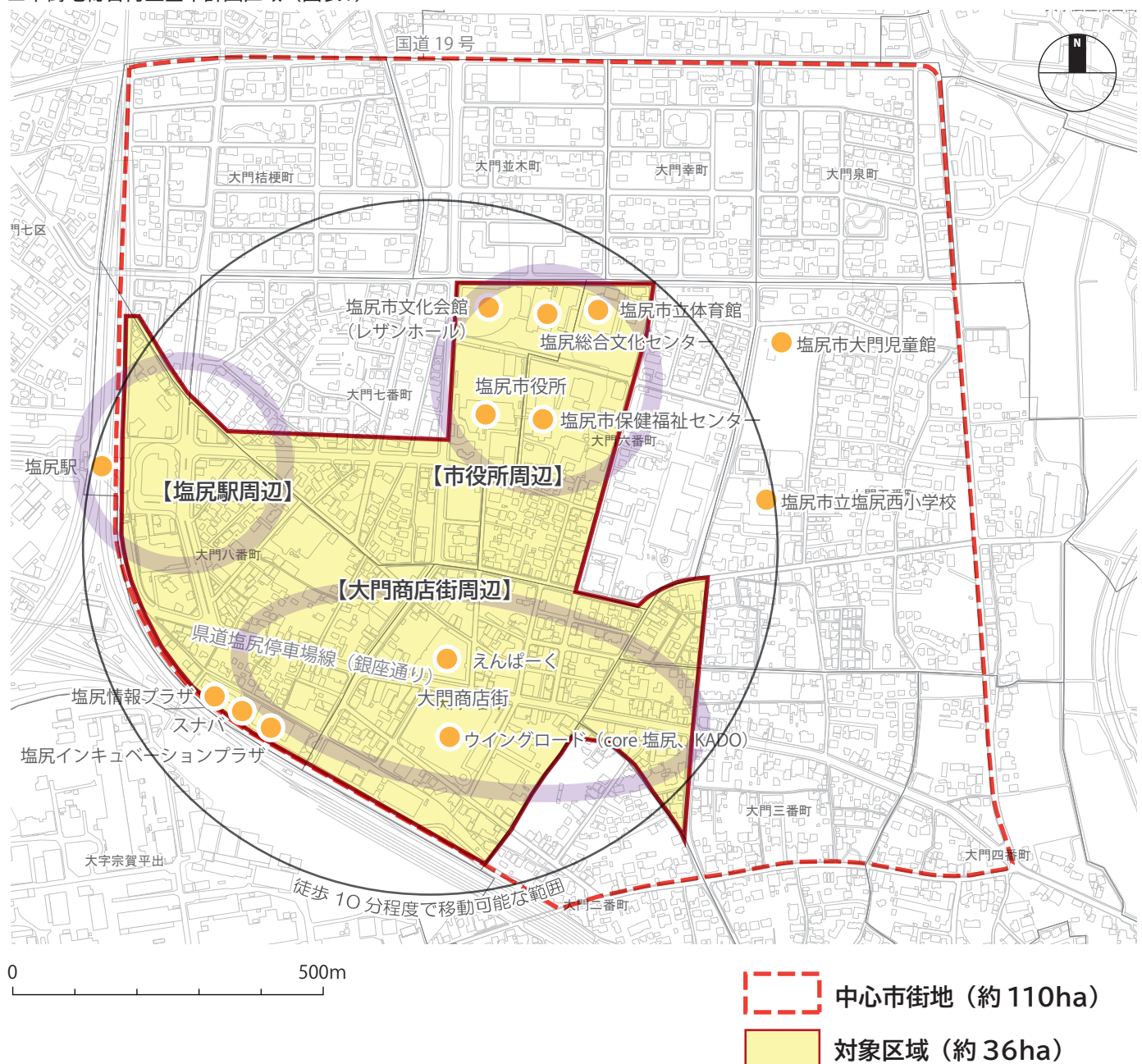
1.3. 市街地総合再生基本計画区域

○本計画は、まちづくりの取組による効果を最大とするため、「塩尻市大門地区市街地総合再生計画（平成17年度版）」において中心市街地に設定されている約110haの区域のうち「重点整備地区」として設定された、塩尻駅周辺・大門商店街周辺・市役所周辺を含む約36ha（図表1）を「市街地総合再生基本計画区域（以下「対象区域」という。）」とします。

○対象区域は、中心市街地のなかで商業地域を内包する一角であり、主たる都市機能が集積するとともに、10分程度で歩いて移動が可能な範囲としています。

【対象区域】 大門一番町、大門八番町の全域と大門三番町、大門五番町、大門六番町、
大門七番町の一部

■市街地総合再生基本計画区域（図表1）

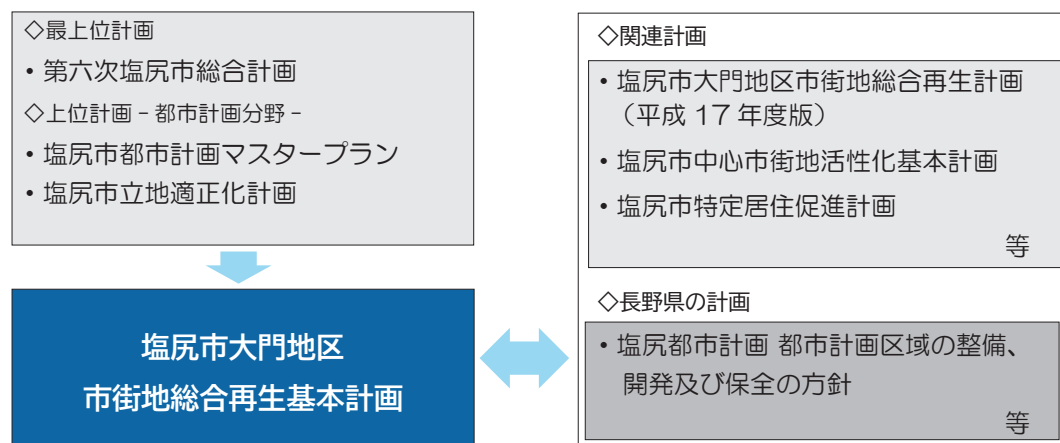


1.4. 計画の位置づけ・構成

○本市の上位計画・関連計画と本計画との関係は図表2のとおりです。

○本計画は、最上位である「第六次塩尻市総合計画」をはじめとする上位計画等との整合を図りながら、対象区域のまちづくりの方向性や目指す将来像を整理し、市内外の人をはじめとする民間主体によるまちづくりの推進に向け、方針や重点整備地域を設定し、ハード整備及びソフト展開の双方を促進・支援する方策を明示します。

■上位計画・関連計画と本計画の関係（図表2）



○本計画は図表3のように構成します。

■本計画の構成（図表3）

